

「ラーケーションの日」について

愛知県では、子供の学び（ラーニング）と保護者の休暇（バケーション）を組み合わせた、平日だからこそできる学校外での主体的・体験的な学びを応援するための「ラーケーションの日」を実施しています。

本校における届け出の方法、「ラーケーションを取ることができない日（期間）」は、次のとおり定められています。

1 届け出の方法

『「ラーケーションの日」届け出用紙』（本校ホームページにアップロードされている用紙）で確認事項をチェックし、家族で考えられた内容を御記入の上、担任に御提出ください。

※ 原則として、取得する1週間前までをお願いします。

2 以下の条件ではラーケーションを取ることはできません。

- ・ 定期考査初日の1週間前から定期考査最終日までの期間
- ・ 実力考査の日
- ・ 始業式及び終業式の日
- ・ 学校行事を実施する日（天候等により日程変更となった場合を含む）
- ・ 授業の欠席数が単位数×4を超える科目を有する者
- ・ その他、本校の教育活動を優先すべきと学校が判断した日

3 その他

- ・ 年間で最大3日まで取ることができます。
- ・ ラーケーションを取る日は、「出席停止・忌引等」と同じ扱いとなります。
- ・ 県教育委員会のリーフレットにもあるように、生徒だけの活動は認められていません。保護者の方とお子様で相談して計画を立ててください。
- ・ 不明なことがありましたら、本校教職員にお尋ねください。